

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務企画提案公募要領

1 趣旨

この要領は、佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務を的確かつ効率的に進めるため、業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により業者を選定する手続きに関して必要な事項を定める。

2 対象業務

(1) 業務名

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務

(2) 業務内容

別添1「佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、市と委託契約候補者の間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(3) 委託契約期間

契約の日から平成28年3月25日まで

(4) 委託額の上限

27,000,000円(税込)

3 委託契約候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

受託を希望する者は、公募型プロポーザルに参加し、以下のとおり提案を行う。提案内容等について、審査の上、最も優れた提案と認められる者を委託契約候補者とする。

なお、企画提案書等の作成及び提出、プロポーザル審査会への参加等に関する費用は、参加者の負担とする。

4 プロポーザル参加者の募集(告知)方法

佐久市公式ホームページに募集(告知)を掲載する。

5 プロポーザル参加者の資格

(1) 資格要件

次の条件のいずれも満たす法人または団体とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項、又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- ② 本市の建設工事入札参加資格者名簿又建設コンサルタント等の業務入札参加資格

者名簿若しくは物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されていること。名簿に登録のない者は以下の要件を満たすものとし、下記5（2）の書類を提出の上、審査の結果、参加資格があると認められた場合、当該業務に限り参加できるものとする。

ア 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者

イ 参加申込を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

③ 公告の日から候補者の特定の日までの間に、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第8号）並びに佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に基づく、入札参加等停止の措置を受けていないこと。

④ 次の各号に掲げる者は、同一の案件に参加することができないものとし、これに該当しないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。

イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者。

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可決定がなされていること。

⑥ 過去5年以内に以下のいずれの実績を有すること。

ア 生涯活躍のまち（日本版CCRC）を踏まえたまちづくり計画業務又は類似計画の実績を有する者。

イ 内閣官房ひと・まち・しごと創生本部事務局における生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想の基本コンセプトに相当する事業又は類似事業の企画から運営に至る実績を有する者。

⑦ 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 共同企業体は2者で構成すること。

イ 出資比率の最低限度が、10%以上となっていること。

ウ 構成企業のうち、上記①～⑤、⑥アについては2者とも、⑥イについてはどちらか1者が満たしていること。

(2) 提出書類

上記5 (1) ②により、本市の入札参加資格者名簿又は入札（見積）参加登録者名簿に登録されていない者は、参加表明時に下記の書類を提出すること。（写しの提出可）

- ア 登記事項証明書
- イ 直近の決算報告書
- ウ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合）
- エ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明用）
- オ 上記5 (1) ②イただし書きに該当する場合、承継に関する書類の写し
- カ 会社概要が分かる書類、パンフレット（従業員数、業務内容、支店等）

6 担当部署及び問い合わせ先

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地
 佐久市地域局地域整備室 地域整備係（市役所4階）
 電話 0267-62-2911（直通）
 FAX 0267-63-1680
 E-mail chiikiseibi@city.saku.nagano.jp

7 公募型プロポーザルに係るスケジュール

項目	期日
実施要領等交付、質問受付開始	平成27年12月4日（金）～12月11日（金）
参加表明書及び質問提出期限	平成27年12月11日（金）
企画提案書等受付開始	平成27年12月14日（月）
質問回答期限、参加資格確認結果通知期限	平成27年12月15日（火）
企画提案書等の提出期限	平成27年12月18日（金）
プロポーザル審査会	平成27年12月22日（火）
結果通知	平成27年12月25日（金）頃

8 公募型プロポーザルへの参加申込手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ・ 単独の場合
- 参加表明書（様式1-1）
 - 誓約書（様式2-1）
 - 会社（共同企業体）概要書（様式3）
 - 配置予定担当者の経歴等（様式4）

・共同企業体の場合

参加表明書（様式 1-2）

誓約書（様式 2-2）

共同企業体協定書（様式 2-3）

委任状（様式 2-4）

会社（共同企業体）概要書（様式 3）

配置予定担当者の経歴等（様式 4）

※上記 5（2）の書類を提出する場合は合わせて提出

- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出期限 平成 27 年 12 月 11 日（金）午後 5 時（提出場所必着）
- (4) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
なおファクシミリの場合は、必ず電話で着信の確認をすること。
- (5) 提出場所 上記 6 の場所
- (6) 結果通知 参加者の資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書を平成 27 年 12 月 15 日（火）までに電子メールで通知する。

9 質問及び回答

参加申込書を提出した者又は提出予定の者で、本業務及び本要領等について質問する者は、質問書に必要事項を記載し提出すること。なお口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ① 提出書類 質問書（様式 5）
- ② 提出期限 平成 27 年 12 月 11 日（金）午後 5 時（提出場所必着）
- ③ 提出場所 上記 6 の場所
- ④ 提出部数 1 部
- ⑤ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
なおファクシミリの場合は、必ず電話で着信の確認をすること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、提出期限締め切り後、佐久市公式ホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 提案書鑑（様式 6）
- イ 企画提案書（作成に当たっては「11 企画提案書作成上の留意事項」を参照）
- ウ 委託業務に係る経費見積書（A4 版任意様式）
- エ 業務スケジュール（A4 版任意様式）

- (2) 提出部数 12部（(1)アは1部のみで可）
- (3) 提出期限 平成27年12月18日（金）午後5時（提出場所必着）
- (4) 提出場所 上記6の場所
- (5) 提出方法 郵送又は持参
- (6) その他
 - ア 提出書類に虚偽又は不正記載があった場合は、失格とする。
 - イ 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
 - ウ 提出された提案書類は返却しない。
 - エ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
 - オ 提案を取り下げる場合は、取り下げ書（任意様式）を提出する。
 - カ 企画提案書を提出しない場合は、プロポーザル審査会への参加を辞退したものとみなす。
 - キ 提出された企画提案書等は委託契約締結日前までは非公開とする。

11 企画提案書の作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は1案に限る。
- (2) 提出書類は、原則としてA4版（両面印刷可）概ね10ページ以内とし、通しページを付ける。
- (3) 企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載すること。
- (4) 企画提案書は、「仕様書」の内容を踏まえた上で、以下の事項について漏れなく記載すること。ただし、会社名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。
 - ア 事業実施方針
 - イ 情報発信、移住ニーズ調査、マーケティング等の実施方法
 - ウ 担い手会議の運営方法
 - エ 調査等結果の分析及び活用方法
 - オ 費用
 - カ 実施体制
- (5) 事業実施に当たって市に要望事項のある場合は、企画提案書に明示すること。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

12 委託契約候補者の選定

公平な審査を行うために、「佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務企画提案業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し審査する。

- (1) 審査方法

審査会においてプロポーザル参加者からプレゼンテーションを受け、提案の内容を総合的に審査し、審査の観点に基づき採点を行う。

(2) 審査の観点

- ア 事業内容の理解度
- イ 事業内容の適切性
- ウ 実現性、事業遂行の確実性
- エ 経費の見積内容、積算根拠の妥当性
- オ その他（これまでの実績等）

(3) 審査会の日程等

平成 27 年 12 月 22 日（火）（詳細は別途通知）

(4) 契約候補者の選定

審査委員会において審査委員が参加者順位 1 位を最も多く付けた者を委託契約候補者とする。

(5) 選考結果通知

審査結果は、確定後速やかに参加者に文書で通知する。

(6) その他

プロポーザル審査会の参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

13 委託契約候補者との委託契約

(1) 契約手続き

市と委託契約候補者は委託業務に係る業務仕様書を協議し、確定させて上で随意契約による委託契約を締結する。

なお、佐久市財務規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 39 号）に定める随意契約の手続きにより、委託契約候補者から見積を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金

契約の際には、政令第 167 条の 16 及び財務規則第 124 条の規定により、原則として契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）を納付すること。ただし、過去 2 年以内に同様の業務について国、地方公共団体と 1 回以上誠実に履行した実績があり、かつ、当該契約を確実に履行すると認められるときは、契約保証金は免除する。